

平成 13 年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

平成 13 年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに実施している。

なお 5 年ごとの調査の中間年は事業所・企業統計調査の簡易調査とされ、平成 11 年調査は簡易調査として初めて実施した。

平成 13 年調査は、この簡易調査を含めて第 18 回目に当たる。

3 今回調査の特色

今回調査では、従来の調査項目に加えて、近年の企業活動の多角化、企業再編の活発化及び企業活動における情報化の進展等を踏まえ、企業グループの構造、企業の合併・分割の状況、電子商取引の状況等、企業関連項目の充実を図った。

4 調査日

平成 13 年 10 月 1 日

5 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成 5 年 10 月 4 日総務庁告示第 60 号）の「大分類 A－農業」、「大分類 B－林業」及び「大分類 C－漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 同日本標準産業分類の「小分類 741 家事サービス業（住込みのもの）」、「同 742 家事サービス業（住込みでないもの）」及び「中分類 96－外国公務」に属する事業所
- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。
 - ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち、産業小分類 767「公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所
 - イ 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
- (4) なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査という事業所に含めていない。
 - ア 収入を得て働く従業者がいないもの
 - イ 休業中で、かつ従業者がいないもの
 - ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

6 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

7 調査の方法

調査は甲調査と乙調査に分けて実施した。

(1) 甲調査は民営事業所を対象とする全数

調査で、総務大臣（統計局長）—都道府県知事—市町村長—統計調査員（指導員）—統計調査員（調査員）の流れにより、調査員が調査票甲を配布、収集する方法

(2) 乙調査は国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査で、各府省等の長、地方公共団体の長を通じて調査票乙を配布、収集する方法。なお、独立行政法人は乙調査により調査。

8 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

- ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ 経営組織
- ウ 本所・支所の別
- エ 開設時期
- オ 従業者数
- カ 事業の種類・業態
- キ 形態

【会社企業に関する事項】

- ア 本所（本社・本店）の名称、話番号、所在地、郵便番号
- イ 登記上の会社成立の年月
- ウ 資本金額及び外国資本比率
- エ 親会社・子会社・関連会社・関係会社の有無
- オ 親会社の名称、電話番号、所在地、郵便番号
- カ 支所（支社・支店）の数
- キ 会社全体の常用雇用者数
- ク 会社全体の主な事業の種類
- ケ 平成8年調査以降の会社の合併、分割、名称変更、本所所在地の移転状況
- コ 電子商取引の状況

(2) 乙調査

- ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号
- イ 従業者数
- ウ 事業の種類